

答申第 626 号

平成 29 年 1 月 11 日

神奈川県労働委員会  
会長 盛 誠吾 様

神奈川県情報公開審査会  
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 28 年 1 月 19 日付けで諮問された労働委員会委員による特定の要望書作成に関する文書不存在の件（諮問第 699 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関は、再度、請求対象文書を特定したうえで、改めて諾否の決定を行うべきである。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年12月25日付けで、神奈川県労働委員会（以下「労働委員会」という。）会長に対して、特定の不当労働行為救済申立事件に係る特定日付け要望書（以下「本件要望書」という。）の作成経過が検証できる文書（打ち合わせメモ等も含む。）（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、労働委員会は、平成28年1月8日付けで、本件要望書は担当委員が協議の上、当日作成したものであって、作成経過が検証できる文書が存在しないとして、公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成28年1月12日付けで、労働委員会に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書、非公開等理由説明書に対する意見書、条例第20条に基づく意見書及び当審査会での口頭意見陳述に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件要望書に係る特定日付け実効確保の措置勧告申立書（以下「本件措置勧告申立書」という。）と本件措置勧告申立書に係る特定日付け上申書（以下「本件上申書」という。）を行政文書として保有し、異なる日に労使双方の事情を聴取し、別の日に協議し、担当委員の協議の場には、事務局職員が立ち会い、本件要望書を事務局職員が作成・印刷・郵送したと推認できる。本件要望書作成に係る打ち合わせの録音テープやメモが存在していないということになれば、実施機関は特定の組合の意見しか聞かず、本件要望書作成に係

る審議を公平公正に行っていないということである。本件要望書が、労働委員会の封筒で郵送されていることを確認している。

よって、何らかのメモ等（録音データを含む。）が存在し、それらを用いて本件要望書を作成したと推認できることから、本件措置勧告申立書、本件上申書及び何らかのメモ等の公開を求める。

#### 4 実施機関（労働委員会事務局審査調整課）の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書、条例第20条に基づく意見書、条例第19条第3項に基づく意見書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 要望の際の事務手続について

要望は、規則に基づくことなく必要に応じて審査委員自ら又は参与委員と連名で口頭又は文書で行うことから、労働委員会事務局は担当委員の要望内容を聞き取りながら整理して委員の了解を経て発出するものであり、特に定められた事務手続はない。

##### (2) 本件処分について

本件請求対象文書は、実施機関に対して特定の組合による本件措置勧告申立書が提出され、公益委員、使用者委員及び労働者委員（以下「三者委員」という。）が期日外に、特定の組合と被申立人から個別に事情聴取した上で、協議を行い、合意した内容を事務局職員が文書として作成し、労使双方に対して郵送したものである。

本件要望書を作成するため、第1回及び第2回実情調査で特定の組合と被申立人から三者委員全員で個別に事情聴取し、録音はしていないが、本件要望書を職員が文書にする都合で、それぞれの意見については実施機関の事務局担当職員がメモ（以下「本件メモ」という。）を取った。しかし、本件要望書が作成できた時点で、不必要となったことから本件メモを廃棄し、本件請求時点で、本件メモは廃棄されており、現存していない。

実施機関は、「本件要望書の作成経緯がわかるメモの類」が、本件請求での公開を求める文書であることを請求者に確認したことから、本件請求の「打ち合わせメモ等」の「等」についての確認はしないまま、本件要望書の

作成経過が検証できる文書は存在しないと判断し、本件要望書の作成に係る録音テープ及びメモ等は存在しないとして、不存在の決定を行った。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は異議申立人からの意見及び実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。また、条例第20条に基づき異議申立人及び実施機関から、条例第19条第3項に基づき実施機関から、意見書が提出された。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

### (2) 打ち合わせメモの不存在について

本件メモは、本件請求に係る行政文書公開請求書に記載されているとおり、打ち合わせの際のメモであり、本件要望書を作成するための一時的な文書である。既に本件要望書が作成された以上は、本件請求時点で既に本件メモを廃棄しているという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

### (3) 本件請求対象文書の特定について

ア 異議申立人は、本件請求対象文書は、本件措置催告申立書、本件上申書及び打ち合わせメモ等であると主張している。

一方、実施機関は、本件要望書の作成経過が検証できる文書及び打ち合わせメモ等は存在しないと説明している。

以上のように、本件処分については、異議申立人と実施機関との間で、公開請求における請求対象文書の範囲について、食い違いが認められる。

イ 公開請求における請求対象文書の特定に当たっては、原則として、行政文書公開請求書に記載された内容から、実施機関が請求対象文書に該当するか否かについて判断することとなる。

しかし、どのような行政文書が存在するかについて、請求者は必ずしも了知しているとは限らないことから、実施機関は公開請求の趣旨を十分に踏まえた上で、請求対象文書の特定を行うことが求められているものと解される。

ウ 本件処分において、実施機関は、本件請求の趣旨を「本件要望書作成そのものの文書」と限定的に解し、本件請求対象文書は存在しないと判断している。

本来、要望とは、前記4(1)のとおり、必要に応じて審査委員自ら又は参与委員と連名で口頭又は文書で行うものであり、当事者からの申立てが要望のための手続とされているわけではない。

しかし、本件要望書についてみると、本件措置勧告申立書を受けて実施機関が行った第1回実情調査で、被申立人の都合がつかなかったため、本件上申書が提出され、その後、第2回実情調査で特定の組合及び被申立人から口頭で意見聴取し、本件要望書が作成されたことが認められる。実施機関も前記4(2)で、本件措置勧告申立書を受けて本件要望書を作成した旨の内容を説明していることからすれば、特定の組合が実施機関へ本件措置勧告申立書を提出した時点から、本件要望書が作成された時点までが、本件要望書作成経過としての対象範囲であると解される。

以上から、本件請求に際し実施機関は、異議申立人に対し、「本件要望書作成経過が検証できる文書」として、どのような文書を具体的に公開しようとしているのかを確認することで、本件措置勧告申立書及び本件上申書を対象文書として含めて請求対象文書の特定を行うことも可能であったと考えられる。

エ このことからすると、本件処分については、実施機関と異議申立人との間で、本件請求で公開を求めているものについての主張に食い違いがあり、実施機関と異議申立人との確認事項の記録などが見られない以上、本件請求の趣旨を十分に踏まえた上で、実施機関において請求対象文書の特定が行われたものとは認めがたい。

よって、当審査会としては、実施機関は再度、異議申立人に対し、本件措置勧告申立書・本件上申書などの請求対象文書の特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。

## 6 付言

(1) 非公開とする理由を付記する趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を

担保して、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるということである。行政文書が不存在である場合には、既に廃棄されている等の物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第3条第1項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要がある。

本件処分において、実施機関は「作成経過が検証できる文書は存在しておりません」と記載したのみであることから、今後は物理的不存在または法的不存在のいずれに該当するかを明記するよう留意されたい。

- (2) 異議申立人と実施機関との間で、公開請求における請求対象文書の範囲について、食い違いがあることから、今後、実施機関においては、条例第2条に規定する実施機関の責務を踏まえて、県民が行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるよう請求者に対する丁寧な情報提供が望まれる。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 1 月 22 日	○ 諮問受理
1 月 28 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 18 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 22 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 1 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
8 月 25 日 (第 163 回部会)	○ 審議
9 月 5 日	○ 異議申立人から条例第 20 条に基づく意見書を受理
9 月 12 日	○ 指名委員により異議申立人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 23 日 (第 164 回部会)	○ 審議
10 月 3 日	○ 実施機関に条例第 19 条第 3 項に基づき意見の提出を要求
10 月 4 日	○ 実施機関から条例第 20 条に基づく意見書を受理
10 月 11 日	○ 実施機関から条例第 19 条第 3 項に基づく意見書を受理
10 月 21 日 (第 165 回部会)	○ 審議
11 月 18 日 (第 166 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 29 年 1 月 11 日現在) (五十音順)